

賛助会員入会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人京都社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第5条第2項及び第6条並びに第7条の規定に基づき、本会の賛助会員の入会に関する規則を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 本会の賛助会員に関する基準は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第28条（昭和62年5月法律第30号）の規定に基づき、社会福祉士として登録をしている者でないこと。
- (2) 本会の定款、諸規則及び「社会福祉士の倫理綱領」並びに「社会福祉士行動規範」を承認し、本会の入会申込書を会長に提出すること。
- (3) 本会の定める賛助会費を納入すること。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2013年4月1日から施行する。